

勝浦市耐震改修促進計画（平成22年3月）概要版

計画策定の趣旨

本計画は、建築物の耐震性強化が緊急性の高い防災対策であることを認識し、市民に対して、地震に対する建築物の安全性向上に関する啓発に努めるとともに、建築物の耐震化の促進を図り、地震による建築物の被害を最小限にとどめ、市民の安全を確保していくことを目的とします。

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震による直接的な死者の約9割が住宅等の倒壊によるものでした。特に、新耐震基準以前の建築物で倒壊等の被害が大きかったことから、昭和56年以前の建築物に対する耐震性の向上が求められています。

本計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）第5条第7項に基づき、千葉県耐震改修促進計画、勝浦市総合計画、勝浦市地域防災計画等との整合を図りながら策定します。

本計画の期間は、平成22年度から平成27年度までの6年間とします。

耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

国や県では、住宅及び特定建築物の耐震化率を、平成27年度までに少なくとも90%にすることを目標としています。本計画においても耐震化率の目標を90%とし、建築物の耐震化促進を図ります。

【住宅】

勝浦市における現状の耐震化率は46.6%です。千葉県の耐震化率が約79%であることから、勝浦市の耐震化率は低いといえます。

新築、建替、滅失の効果を考慮すると、平成27年度における住宅は9,864棟、「耐震性なし」の住宅は4,865棟、耐震化率は50.7%になると推計されます。耐震化率を90%とするためには、耐震改修に関する様々な施策により、全体の39.3%にあたる3,879棟の耐震化が必要となります。

なお、住宅の9割を占める戸建木造住宅の耐震化施策を推進することにより、市全体としての耐震化率を向上させることが期待できます。

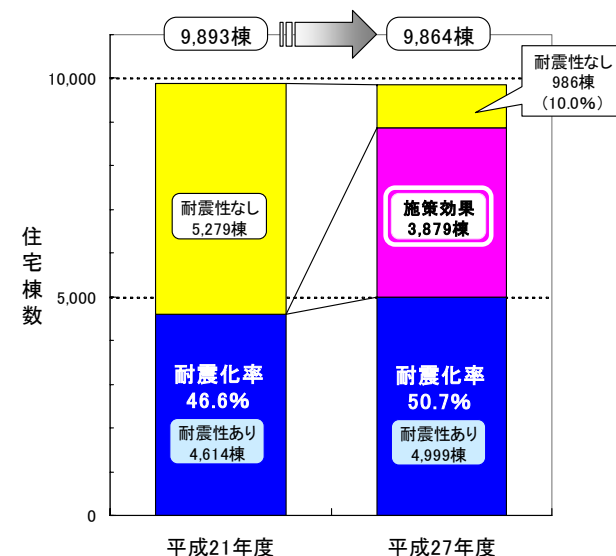


図-1 住宅の耐震化の目標

表-1 特定建築物の耐震化の目標

用途区分	総棟数	現状の耐震化率	耐震化目標棟数
特定・不特定多数の者が利用する建築物	24	70.8%	5
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	34	29.4%	21
地震時に通行を確保すべき道路沿いの建築物	160	43.1%	75

【特定建築物】

特定建築物とは、多数の者が利用する一定規模以上の建築物であり、かつ建築基準法の耐震関係規定に適合しない建築物のことです。特定建築物の耐震化率を90%とするためには、「特定・不特定多数の者が利用する建築物」5棟、「危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物」21棟、「地震時に通行を確保すべき道路沿いの建築物」75棟の耐震化が必要となります。

【市有建築物】

市有建築物の現状の耐震化率は30.7%です。千葉県内における市町村有建築物の耐震化率が約53%であることから、勝浦市の耐震化率は低いといえます。

解体・建替により、平成27年度の市有建築物は197棟、「耐震性なし」は132棟と推計されることから、耐震化率は33.0%となります。耐震化率を90%とするためには、耐震改修に関する様々な施策により、全体の57.4%にあたる113棟の耐震化が必要となります。

なお、市立小・中学校を含む防災対策上重要な施設73棟と住宅92棟は、市有建築物の83.4%を占めることから、重点的な耐震化対策が必要です。

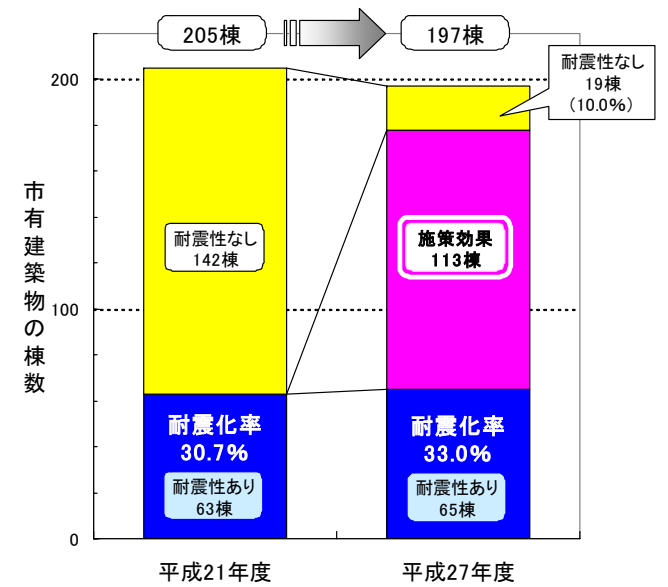


図-2 市有建築物の耐震化の目標

耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

市では、市有建築物の計画的な耐震化を行います。また、県等と連携を図り、主に戸建木造住宅の所有者に向けた啓発、知識の普及、情報提供を行うとともに、耐震診断に要する費用の一部を助成します。今後は、耐震改修工事の費用の一部を補助する事業の実施を検討します。

【基本方針】

- 市有建築物の耐震診断及び耐震改修等の計画的な実施
- 民間建築物の耐震診断及び耐震改修等の促進
- 住宅及び特定建築物の所有者等に対する啓発、知識の普及、情報提供
- 千葉県・建築関係団体との連携

【支援事業】

- 木造住宅耐震診断費補助事業（耐震診断費用の2分の1以内、上限3万円）
- ※ 今後、耐震改修工事の費用の一部を補助する事業の実施を検討

啓発及び知識の普及

地震ハザードマップを全世帯に配布し、地震防災意識の向上を図るとともに、耐震改修に関する無料相談会の開催を検討し、リフォームとあわせた耐震改修などの具体的な情報提供を行います。今後は、身の安全を守る施策の一つとして、家具の転倒防止対策などにも力を入れていきます。

【啓発等】

- 地震ハザードマップの作成・公表（全世帯配布）
- 相談体制の整備及び情報提供の充実
- パンフレットの作成・配布等
- リフォームにあわせた耐震改修の誘導
- 家具の転倒防止対策の推進（家具転倒防止器具等の取り付け費用の一部を補助）
- 自治会等との連携